第五十一条の十四第一項	自家用有償旅客運送者
第五十一条の十五第三号	地域公共交通会議等において協議が調つていること（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）
（略）	（略）
第五十一条の十九第三項	自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等
（略）	（略）
第五十一条の二十四	自家用有償旅客運送を行う市町村

第五十一条の十四第一項	自家用有償観光旅客等運送者
第五十一条の十四第二項	国家戦略特別区域法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見を聴いていること
第五十一条の十五第三号	自家用有償観光旅客等運送を行う特定非営利活動法人等
（略）	（略）
第五十一条の十九第三項	自家用有償観光旅客等運送を行う市町村

第１号様式（第６条関係）

自家用有償観光旅客等運送者登録簿

（略）			
運送する旅客の範囲			
事業者協力型自家用有償旅客運送を行うときは、協力を得る一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	住所	
（略）			

第五十一条の十四第一項	市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者
第五十一条の十四第二項	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者
第五十一条の十五第三号	公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域
	運営協議会において協議が調つている
（略）	（略）
第五十一条の二十四第一項	市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者

第五十一条の十四第一項	自家用有償観光旅客等運送者（市町村に限る。）
第五十一条の十四第二項	自家用有償観光旅客等運送者（市町村を除く。）
第五十一条の十五第三号	国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第二号から第十一号までに掲げる者が行う自家用有償観光旅客等運送に係る対価にあつては、当該地域
	国家戦略特別区域法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見を聴いている
（略）	（略）
第五十一条の十九第三項	自家用有償観光旅客等運送者（市町村を除く。）
（略）	（略）
第五十一条の二十四第一項	自家用有償観光旅客等運送者（市町村に限る。）

第１号様式（第７条関係）

自家用有償観光旅客等運送者登録簿

（略）
運送する旅客の範囲
（略）